

「山ノ内町制施行 70 周年 町民等主催事業補助金」概要

山ノ内町は、令和 7 年 4 月に町制施行 70 周年を迎えました。節目の年にあたり、町民の皆さまとともに記念の年を祝い、町が一体となって新たな歴史の一步を踏み出す機運を高めるため、町民等が主催する周年記念事業に対し補助金を交付します。

【補助対象者】

町民等が主体になった団体で、次に掲げるものを全て満たすものを対象とします。

- (1) 町民（町内に住所を有し、又は在勤し、若しくは在学する者）を 1 人以上含む 3 人以上で構成する団体であること。
- (2) 団体自ら事業を企画・実施し、完了することができること。
- (3) 政治又は宗教を主たる目的としない団体であること。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有さない団体であること。

【補助額】

補助対象経費の 3 分の 2 以内の額（上限 10 万円）

【募集期間】

随時募集中（随時審査のうえ、交付（不採択）を決定します）

【補助対象事業】

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が町内で下記の期間内に実施する取組み・イベント等のうち、以下の基本方針に即した事業に対して事務局にて選考のうえ補助金を交付します。

実施期間：令和 8 年 3 月 31 日まで

山ノ内町制施行 70 周年記念事業基本方針

町制施行 70 周年を郷土発展のために尽力された先人に感謝し、歴史を振り返るとともに、次世代の夢や希望を育み、未来に向けた新たなまちづくりの始まりと位置づけ、この一年を町民として郷土の誇りを改めて醸成する機会とするため、町民の皆さまや山ノ内町に関わりのある皆さまと協働して「山ノ内町制施行 70 周年記念事業」に取り組むことで、山ノ内町の持続可能な発展を目指していきます。

【補助対象外事業】

- (1) 町の信用又は品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れのある事業
- (2) 法令及び公序良俗に反する事業又はその恐れがあると認められる事業
- (3) 政治活動、宗教活動、思想活動を目的とする事業
- (4) 特定の個人又は団体等の営利又は宣伝を目的とする事業
- (5) 他から補助金、負担金又は委託料が交付される事業
- (6) その他町長が不適当であると認める事業

【補助対象経費】

事業費区分	事業内容	備考
報償費	事業を開催する場合の講師及び専門家への謝礼	
旅費	講師、専門家の活動場所までの交通費	自家用車を使用する場合は燃料費程度
消耗品費	ポスター等の用紙、文具類、摩耗しやすい機材の備品等	
燃料費	活動に係る機材及び機器の燃料代	
使用料及び賃借料	講演会などの会場、器材使用に係る費用	
保険料	イベント保険やボランティア保険の掛金	
委託料	資格や免許が必要な業務の委託料	
その他	その他活動に必要な経費で町長が認める経費	

【補助対象外経費】

- (1) 団体等の経常経費
- (2) 団体等の構成員の人件費
- (3) 食糧費・親睦経費
- (4) 団体等の構成員が受取人となる謝礼
- (5) 単価2万円以上でその後経常的に使用できる物品の購入費
- (6) 領収書等により支払いを明確に確認することができない経費

【申込み方法】

下記書類を担当課へ郵送あるいは持参してください。

書類様式は町 HP をよりダウンロードいただくか、町総務課総務係へお声がけください。

また、申請書類等は返却しませんので適宜お手元にコピーを残すなどご対応ください。

- (1) 山ノ内町制施行 70 周年町民等主催事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業実施計画書（様式第 2 号）
- (3) 収支予算書（様式第 3 号）
- (4) 補助対象団体の概要が分かる書類
- (5) 会員名簿
- (6) その他取組みに係る必要書類

「山ノ内町制施行 70 周年町民等主催事業補助金」の流れ

事業応募（下記書類を事務局（総務課総務係）へ提出）

必要書類

- ① 山ノ内町制施行 70 周年町民等主催事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 事業実施計画書（様式第 2 号）
- ③ 収支予算書（様式第 3 号）
- ④ 補助対象団体の概要が分かる書類（会員名簿も含む）
- ⑤ その他取組みに係る必要書類



審 査



不採択



**採択（交付決定）
（様式第 4 号）**



事業実施



事業完了



事業計画の変更（中止）

（事業実施計画変更（中止）承認申請書（様式第 5 号）の提出）



事業の実績報告（事務局へ下記書類を提出）

- ① 山ノ内町制施行 70 周年町民等主催事業補助金実績報告書（様式第 7 号）
- ② 領収書の写し
- ③ 事業実施の内容が分かる書類（写真なども含む）
- ④ 収支決算書（様式第 8 号）
- ⑤ 上記のほか、町長が必要と認める書類



補助金額の確定（様式第 9 号）



請求書の提出により補助金支払い（様式第 10 号）